

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)

事業の概要

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍(上限 8,000 万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できます。

内 容

【ポイント 1 無担保・無保証人で、掛金の 10 倍まで借入れ可能】

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の 10 倍(最高 8,000 万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

【ポイント 2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる】

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

【ポイント 3 掛金は損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できる】

掛金月額は 5,000 円～20 万円まで自由に選べ、増額・減額できます。ただし、減額には一定の要件が必要です。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できます。

【ポイント 4 解約手当金が受けとれる】

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。掛金滞納や不正の場合を除き、自己都合の解約であっても、掛金を 12 か月以上納めていれば掛金総額の 8 割以上が戻り、40 か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12 か月未満は掛け捨てとなります)。

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人中小企業基盤整備機構 電話:050-5541-7171

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/kyosai/index.html>